

## 初任運転者に対して行う実技指導の内容の公表

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が 公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1089 号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表します。

### 1. 実施目的

- ・運転者の安全意識の向上
- ・基本操作の習熟と再確認
- ・危険予知能力(KYT)の強化
- ・交通法規の遵守徹底
- ・事故発生時の適切な対応能力の習得

### 2. 実施時期

- ・新たに入社した運転者に対し、随時実施

### 3. 車両区分

- ・運転者の経験を元に実施車両を大型・中型・マイクロの3区分に分けて実施

### 4. 指導内容

座 籠	① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項	運行管理者または指導担当職員により 10 時間以上実施
	② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	
	③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項	
	④ 危険の予測及び回避	
	⑤ 安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法	
	⑥ ドライブレコーダー映像指導	
鑑 の 鑑	日常点検の実演:車両点検の手順確認(タイヤ・ライト・ブレーキ等)	実際に乗務する車種区分の車両を使用し、経験豊富な指導運転士により最低 20 時間添乗により実施
	基本運転操作の確認:発進・停止、ブレーキ操作、ウインカーの適正使用、バック走行など	
	交差点の通過・右左折時の安全確認:一時停止の実施、巻き込み防止のための目視確認	
	狭路・幅寄せ走行:住宅地など狭路でのすれ違い・安全な幅寄せ駐車	
	車庫入れ・後退操作:車幅感覚の確認、ミラー・目視による安全確認	
	危険予測運転(KYT)訓練:模擬的な危険状況下での対応訓練	
	急ブレーキ体験(必要に応じて):制動距離の体感、安全なブレーキ操作の学習	
同乗指導・フィードバック:インストラクターによる実走行チェックと講評		

### 5. 実施ルート

当社営業エリアの実際のルートによる実技研修を実施し、車両に慣れてから高速・山岳教習等を行います

### 6. 添乗指導員の経歴

- ・教育担当 A 指導経歴 10 年(管理職)
- ・教育担当 B 指導経歴 8 年(指導運転士)
- ・教育担当 C 指導経歴 5 年(指導運転士)